

留 監 第 64 号  
平成 27 年 8 月 20 日

留萌市長 高 橋 定 敏 様

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹  
留萌市監査委員 坂 本 守 正

平成 26 年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書の提出について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度資金不足比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

## 平成 26 年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

### 1. 審査の対象

平成 26 年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類。

### 2. 審査の期間

平成 27 年 8 月 11 日から平成 27 年 8 月 20 日

### 3. 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	資金不足比率	経営健全化基準	平成 25 年度資金不足比率
港湾事業特別会計	— %	20.0 %	— %
下水道事業特別会計	— %	20.0 %	— %
水道事業会計	— %	20.0 %	— %
病院事業会計	— %	20.0 %	— %

#### (2) 個別意見

##### ①港湾事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料 1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が 0 円で資金不足は無いが、この収支均衡は一般会計からの繰入金 80,095 千円により保たれているものである。

特別会計は本来特定の収入をもって特定の歳出に充てる仕組みのものであるから、事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは、必要最小限にとどめるよう努力することが求められる。

##### ②下水道事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料 1）からも

わかるとおり、歳出が歳入を 139,151 千円上回っている。

下水道事業の営業収益に相当する収入は 388,030 千円であり、資金不足比率は 35.8%となっているが、経営健全化の判断における資金不足比率を算出するにあたっては、解消可能資金不足額 223,159 千円（健全化比率等算定様式 2②C 表、減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式より）を収支不足額から差し引くこととなっているので、資金不足比率は発生しない。

会計独自の経営努力による 60,543 千円の単年度収支黒字を計上しており、収支の改善が進められているが、今後も事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは必要最小限にとどめながら赤字解消に努力することが求められる。

#### ③水道事業会計の資金不足比率について

会計制度の移行により、流動資産に貸倒引当金、流動負債には企業債、賞与引当金、法定福利費引当金が組み込まれたが、3年間の経過措置（平成 28 年度決算まで）により前述の貸倒引当金等については算入対象外とすることができるため、結果、流動資産は 425,180 千円、流動負債は 91,187 千円となり、差し引き資金剰余額は 333,993 千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項は無い。

#### ④病院事業会計の資金不足比率について

水道事業会計と同様に会計制度が移行となり、流動資産 1,118,910 千円、流動負債 769,789 千円で、剰余額は 349,121 千円となり、資金不足は発生しないことから、指摘すべき事項は無い。

ただし、本年度以降は医師不足による入院患者及び通院患者の減少がさらに懸念されることから、今後においても、「留萌市立病院経営改革プラン」に基づいて健全な経営に努められることを期待するものである。